

奈良市公報

第 2 3 7 号

平成20年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………1
- 一般競争入札の実施……………2
- コミュニティ住宅附設駐車場使用者の募集……………3
- 予防接種の実施の一部改正……………3
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………4
- 奈良市防災協力事業所登録制度要綱……………4
- 住居番号の設定……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達……………11
- 放置自転車等の保管（2件）……………11
- なら工藝館の臨時休館等……………12
- 予防接種の実施の一部改正……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 道路の位置指定……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 都市公園の廃止……………13
- 都市景観形成建築物等の指定……………13
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 放置自転車等の処分……………13
- 平成20年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………13
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………18
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定……………18
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………18
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時休業及び開場時間の変更の一部改正……………18
- 放置自転車等の保管（2件）……………18
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………19
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………19
- 一般競争入札の実施……………19
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………20

公 営 企 業

教 育 委 員 会

- 口頭により開示請求することができる個人情報及び当該個人情報の開示請求をすることができる期間等……………20
- 奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………21

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………24
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………24
- 奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程……………24
- 奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………25

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………25

正 誤

- 正誤表……………25

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年9月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第53号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表街区基準点管理保全事務専用市長印の項の次のように加える。

公民館事務専用市長印	11の25	てん書	方18	生涯学習課	公民館事務用	1
------------	-------	-----	-----	-------	--------	---

別表ひな形の11の24の次のように加える。

11の25

奈良市
長之印
公民館事務用

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（平成20年9月1日揭示済）

告 示

奈良市告示第484号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年9月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

J R奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事はか30件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高（1社1工事）の合計金額が参加しようとする工事の予定価格（税込み）以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中

ないこと。

（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成20年9月4日までは閲覧コーナー、同月5日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
（郵便入札による参加者）
入札参加を申請する者は、告示日から平成20年9月4日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

(特定建設工事共同企業体による参加者)

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員)

オ 平成17年度から平成19年度の土木工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本(契約書については監理課で確認後返還する。)

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成20年9月8日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成20年9月8日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に電子入札の入札参加申請を行ってください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年9月5日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

土木ランクAの業者

平成20年9月1日から9月4日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年9月1日から9月8日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

土木ランクAの業者

平成20年9月12日までに入札参加申請者に通知します。

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年9月12日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

土木ランクAの業者

平成20年9月16日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年9月16日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年9月1日揭示済)

奈良市告示第485号

第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者を次のとおり募集します。

平成20年9月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年9月1日揭示済)

奈良市告示第486号

平成20年奈良市告示第221号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成20年9月1日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年9月1日揭示済)

奈良市告示第487号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年9月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年9月1日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
鶴舞西第3幹線-17	奈良市南登美ヶ丘3394-4	奈良市南登美ヶ丘3394-4
鶴舞東幹線-81	奈良市中山町西三丁目210-13	奈良市中山町西三丁目210-1
鶴舞東幹線-82	奈良市中山町西三丁目217-3	奈良市中山町西三丁目215
佐保川幹線-4	奈良市二条町二丁目65-14	奈良市二条町二丁目65-11
五条幹線-210	奈良市七条東町280-4	奈良市七条東町280-4
五条幹線-211	奈良市七条東町315-2	奈良市七条東町304-2
五条幹線-212	奈良市七条東町315-2	奈良市七条東町315-2
大宮幹線-37	奈良市三条栄町150-3	奈良市三条栄町649-5
大森幹線-44	奈良市紀寺町992-1	奈良市紀寺町992-1
紀寺幹線-34	奈良市紀寺町715	奈良市紀寺町715

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年9月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市南登美ヶ丘、中山町西三丁目、二条町二丁目、七条東町、三条栄町及び紀寺町の各一部

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年9月1日掲示済)

奈良市告示第488号

奈良市防災協力事業所登録制度要綱を次のように定める。

平成20年9月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市防災協力事業所登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等を地域の重要な防災力と考え、災害の発生時における協力を申し出た事業所等を防災協力事業所として登録する奈良市防災協力事業所登録制度を構築することにより、市、事業所及び地域が連携した防災協力態勢を整えて本市の災害対応能力の充実を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいう。

(登録手続等)

第3条 防災協力事業所として登録をしようとする事業所等は、奈良市防災協力事業所登録（変更）届（別記第1

号様式）により市長に届け出るものとする。登録された内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、防災協力事業所として登録をしようとする事業所等が次のいずれかに該当するときは、当該事業所等について登録しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- (2) 市税を滞納している事業所等
- (3) 事業所等又はその役員若しくはその役員であった者が届出の前日2年以内に当該事業所等の業務に係る刑事事件に関し起訴された事業所等（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が防災協力事業所として適当でないとする事業所等（協力業務）

第4条 災害発生時において、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）に協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初期消火、障害物除去等に係る労務の提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資の提供
- (3) 避難所の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) その他市長が必要と認める業務

(登録の抹消)

第5条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当すると

きは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 市内に有する店舗、工場、事務所等を第三者に譲渡又は売却し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
- (4) 登録した後に第3条第2項各号に該当することとなったとき。
- (5) 奈良市防災協力事業所登録抹消届（別記第2号様式）の提出により、登録の抹消を申し出たとき。
- (6) その他市長が防災協力事業所として適当でないと認めるとき。

（協力の要請）

第6条 市長は、登録事業所に協力業務について要請しようとするときは、奈良市防災協力要請書（別記第3号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請することができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力業務
- (3) その他必要な事項

2 登録事業所は、前項の要請があったときは、その諾否、要請のあった協力業務に従事する者の氏名等、実施可能な協力業務の内容等について、奈良市防災協力業務諾否連絡票（別記第4号様式）により、市長に連絡するものとする。

（ボランティア活動保険への加入）

第7条 市長は、前条第2項の規定により登録事業所から協力の応諾の連絡があったときは、奈良市防災協力業務諾否連絡票に記載された協力業務の従事者のすべてについて、ボランティア活動保険に加入させるものとする。

（経費等）

第8条 協力業務に要する経費等は、登録事業所の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定によるボランティア活動保険に係る掛金は、市の負担とする。

（協力期間）

第9条 登録事業所の協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として、登録事業所本来の業務の支障とならない期間とし、市と登録事業所が協議して定める。

（登録事業所の公表等）

第10条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を公表することができる。

（庶務）

第11条 奈良市防災協力事業所登録制度に関する庶務は、危機管理課において処理する。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

(表面)

奈良市防災協力事業所登録(変更)届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

〒 -

届出者所在地

届出者名称

(フリガナ)

代表者名



奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条の規定に基づき、防災協力事業所として登録(変更)したいので届け出ます。

事業所の詳細	業種又は活動内容		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	従業員又は会員数		
緊急の連絡先	担当部署及び担当者名		
	携帯電話番号		
	携帯電話メールアドレス		
防災協力事業所としての公表	1 承諾する	2 承諾しない	
協力業務 (該当するものに○をつけてください。)	1 労務の提供	2 物資の提供	
	3 避難所の提供	4 負傷者等の搬送	
	5 資機材の提供	6 その他	
協力可能人数	人程度		
(協力業務の内容を具体的に(品名・数量・場所等)記入してください。)			

(裏面)

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条第2項第1号及び第3号に該当しません。

また、奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条第2項第2号の確認のため、税務台帳を閲覧することを了承します。

年 月 日

届出者所在地

届出者名称

代表者名

㊞

第2号様式(第5条関係)

奈良市防災協力事業所登録抹消届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

〒

届出者所在地

届出者名称

(フリガナ)

代表者名



奈良市防災協力事業所の登録の抹消をしたいので届け出ます。

事業所名		
代表者名		
担当者	部署名	
	氏名	
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
登録抹消の理由		
備考		

第3号様式(第6条関係)

奈良市防災協力要請書

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況	
防災協力を必要とする場所	
協力業務の内容	
協力を必要とする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他必要な事項	

第4号様式(第6条・第7条関係)

奈良市防災協力業務諾否連絡票

年 月 日

(あて先) 奈良市長

〒

登録事業所所在地
登録事業所名称
(フリガナ)
代表者名

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり連絡します。

諾 否	<input type="checkbox"/> 実施可能	<input type="checkbox"/> 実施不可能
協力業務実施予定の 人数及び氏名	従業者数	人
	(フリガナ) 氏名	年齢 歳
	(フリガナ) 氏名	年齢 歳
	(フリガナ) 氏名	年齢 歳
	(フリガナ) 氏名	年齢 歳
	(フリガナ) 氏名	年齢 歳
* 5名を超えるときは、別紙に氏名・年齢を記載してこの連絡票に添付してください。		
協力業務の予定内容		
実施予定場所		
実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(平成20年9月1日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年9月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市告示第490号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年8月21日 奈良市指令都整開 第08A-20号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年9月2日 第1139号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町639番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町1552-1 ヒルサイド102号
山田 佳明

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市告示第491号

平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年9月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成20年7月7日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第2期 平成20年7月31日
変更後 第2期 平成20年9月1日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市告示第492号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月2日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市告示第493号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月3日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置

禁止区域
以下省略

(平成20年9月3日揭示済)

奈良市告示第494号

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成20年10月23日、同月24日及び同年11月18日になら工藝館を休館し、同年10月27日、同年11月4日及び同月10日に同館を開館し、並びに同条例第3条の3第2項の規定により、同年10月25日から同年11月16日までの開館時間を午前10時から午後6時までとする。

平成20年9月3日

奈良市長 藤原 昭
(平成20年9月3日揭示済)

奈良市告示第495号

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年9月4日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年9月4日揭示済)

奈良市告示第496号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月5日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月5日揭示済)

奈良市告示第497号

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年9月8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱（平成19年奈良市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

附 則

この告示は、平成20年9月8日から施行する。

(平成20年9月8日揭示済)

奈良市告示第498号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月8日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月8日揭示済)

奈良市告示第499号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年9月9日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市中山町1523番の1
申請者氏名	ハウスバンク株式会社 代表取締役 金上 勉
道路の位置	奈良市学園南二丁目915番67及び915番243の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	19.59m
指定年月日	平成20年9月9日
指 定 番 号	第20005号

(平成20年9月9日揭示済)

奈良市告示第500号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月9日

3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年9月9日揭示済)

奈良市告示第501号

都市公園の廃止をするので、奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年9月9日

奈良市長 藤原 昭

1 名称・位置

名 称	位 置
開之芝街区公園	芝辻町一丁目77番7

2 廃止年月日

平成20年9月9日

(平成20年9月9日揭示済)

奈良市告示第502号

奈良市都市景観条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及び奈良市景観条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成20年9月10日

奈良市長 藤原 昭

名 称	小山邸
所 在 地	奈良市公納堂町29番地
概 要	つし2階形式 桁行 12.00m 梁間 4.35m

(平成20年9月10日揭示済)

奈良市告示第503号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年奈良市条例第33号)第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成20年9月10日から2週間本市建設部下水道室下水道建設課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年9月10日

奈良市長 藤原 昭

賦課対象区域

奈良市柳生町、柳生下町及び興ヶ原町の各一部

(平成20年9月10日揭示済)

奈良市告示第504号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年9月10日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月10日揭示済)

奈良市告示第505号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成20年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成20年9月24日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成20年6月2日、同月5日、同月9日、同月10日、同月12日、同月16日、同月17日、同月23日、同月26日、同月27日及び同月30日

(平成20年9月10日揭示済)

奈良市告示第506号

平成20年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成20年9月11日

奈良市長 藤原 昭

1 平成20年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

2 平成20年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

3 平成20年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

4 平成20年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

5 平成20年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)
平成20年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成20年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ561,638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,426,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,706,652 ^{千円}	236,340 ^{千円}	13,942,992 ^{千円}
	1 国庫負担金	11,701,542	2,734	11,704,276
	2 国庫補助金	1,025,992	14,434	1,040,426
	4 国庫交付金	861,890	219,172	1,081,062
16 県支出金		4,539,866	7,398	4,547,264
	2 県補助金	857,065	7,398	864,463
19 繰入金		3,933,901	14,000	3,947,901
	1 基金繰入金	3,933,901	14,000	3,947,901
20 繰越金		148,212	221,000	369,212
	1 繰越金	148,212	221,000	369,212
21 諸収入		2,162,757	54,000	2,216,757
	4 雑収入	562,655	54,000	616,655
22 市債		13,211,200	28,900	13,240,100
	1 市債	13,211,200	28,900	13,240,100
歳入合計		117,864,740	561,638	118,426,378

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,235,636 ^{千円}	1,000 ^{千円}	14,236,636 ^{千円}
	2 企画費	1,768,612	1,000	1,769,612
3 民生費		40,314,002	112,305	40,426,307
	1 社会福祉費	17,277,072	69,312	17,346,384
	2 児童福祉費	12,333,572	31,090	12,364,662
	3 生活保護費	10,633,661	11,903	10,645,564
4 衛生費		11,663,183	104,133	11,767,316
	2 保健所費	2,190,128	17,133	2,207,261
	3 清掃費	6,192,739	87,000	6,279,739

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

8 観光費		908,698	40,000	948,698
	1 観光費	908,698	40,000	948,698
9 土木費		13,463,753	133,600	13,597,353
	4 都市計画費	9,469,537	133,600	9,603,137
11 教育費		11,422,649	166,500	11,589,149
	1 教育総務費	2,459,943	13,000	2,472,943
	2 小学校費	1,629,167	114,000	1,743,167
	3 中学校費	912,929	35,500	948,429
	4 高等学校費	909,468	5,500	914,968
	6 社会教育費	1,650,591	△1,500	1,649,091
12 災害復旧費		41,000	4,100	45,100
	2 土木施設災害復旧費	40,000	4,100	44,100
歳出合計		117,864,740	561,638	118,426,378

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事項	期間	限度額
学校校舎使用料	平成20年度から平成25年度まで	千円 35,000

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
都市計画事業	千円 2,403,600	千円 2,387,100
義務教育施設整備事業	248,500	283,500
社会教育施設整備事業	48,600	57,700
災害復旧事業	40,000	41,300
計	13,211,200	13,240,100

平成20年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成20年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ302,587

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,688,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4 国庫支出金		7,931,744 ^{千円}	302,587 ^{千円}	8,234,331 ^{千円}
	1 国庫負担金	6,473,159	237,219	6,710,378
	2 国庫補助金	1,458,585	65,368	1,523,953
歳入合計		33,386,000	302,587	33,688,587

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 老人保健拠出金		1,008,000 ^{千円}	65,368 ^{千円}	1,073,368 ^{千円}
	1 老人保健拠出金	1,008,000	65,368	1,073,368
10 諸支出金		20,000	237,219	257,219
	1 還付及び還付加算金	20,000	237,219	257,219
歳出合計		33,386,000	302,587	33,688,587

平成20年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成20年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,102

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1,880,914 ^{千円}	148 ^{千円}	1,881,062 ^{千円}
	1 支払基金交付金	1,880,914	148	1,881,062
2 国庫支出金		1,115,208	7,954	1,123,162
	1 国庫負担金	1,115,208	7,954	1,123,162
歳入合計		3,474,180	8,102	3,482,282

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		— ^{千円}	8,102 ^{千円}	8,102 ^{千円}
	1 償還金	—	8,102	8,102
歳出合計		3,474,180	8,102	3,482,282

(註)「第3款 繰上充用金」を「第4款 繰上充用金」に改める。

平成20年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,482,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2,046,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		505,750 ^{千円}	△23,000 ^{千円}	482,750 ^{千円}
	1 国庫補助金	129,000	△12,000	117,000
	2 国庫交付金	376,750	△11,000	365,750
2 繰入金		1,025,850	△81,900	943,950
	1 一般会計繰入金	1,025,850	△81,900	943,950
3 市債		558,400	60,900	619,300
	1 市債	558,400	60,900	619,300
歳入合計		2,090,000	△44,000	2,046,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		909,000 ^{千円}	△44,000 ^{千円}	865,000 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	909,000	△44,000	865,000
歳出合計		2,090,000	△44,000	2,046,000

第2表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区土地区画整理事業 (地方道路整備臨時貸付金)	282,900 ^{千円}	普通貸借	無利子	均等年賦償還による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。
計	282,900			

2 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	345,000 ^{千円}	123,000 ^{千円}
計	558,400	336,400

平成20年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成20年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169,608

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,221,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,989,508 ^{千円}	2,300 ^{千円}	2,991,808 ^{千円}
	2 基金繰入金	83,084	2,300	85,384
7 繰越金		—	167,308	167,308
	1 繰越金	—	167,308	167,308
歳入合計		19,052,000	169,608	19,221,608

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		2,689 ^{千円}	169,608 ^{千円}	172,297 ^{千円}
	1 償還金及び還付加算金	2,689	169,608	172,297
歳出合計		19,052,000	169,608	19,221,608

(平成20年9月11日揭示済)

奈良市告示第507号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成20年9月11日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
菊井 祥二	県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	神経内科	平成20年6月26日

(平成20年9月11日揭示済)

奈良市告示第508号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成20年7月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成20年9月11日

奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
コスモファーマ薬局 三条松町店	三瀬 幸百合	奈良市三条松町17番17号

(平成20年9月11日揭示済)

奈良市告示第509号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成20年9月11日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
松村 美代	医療法人社 団誠明会 永田眼科	奈良市宝来町1147番地	眼科	平成20年8月26日

(平成20年9月11日揭示済)

奈良市告示第510号

平成20年奈良市告示第127号（梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時休業及び開場時間の変更）の一部を次のとおり改正します。

平成20年9月12日

奈良市長 藤原 昭

第3項第1号中「10月31日」を「9月30日」に改める。

(平成20年9月12日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年9月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年9月12日揭示済)

奈良市告示第512号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月12日揭示済)

奈良市告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年9月12日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
メディカルプラザ薬師西の京	奈良市七条町95-1	平成20年7月31日

(平成20年9月12日揭示済)

奈良市告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年9月12日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成20年9月1日 平成20年9月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ふれあいデイサービス	奈良市西大寺東町一丁目2-2		
四葉創建株式会社	奈良県奈良市西大寺東町一丁目2-2		

(平成20年9月12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第38号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年9月1日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

- 1 入札に付する事項
舗装工事、市内左京一丁目地内他4件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定

価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所
水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時
別表のとおり

6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項
(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書等、期限までに到達しなかった入
札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成20年9月4
日まで（奈良市の休日）を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知
平成20年9月5日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年9月1日揭示済）

奈良市水道局告示第39号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程（平成10年奈
良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水
道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃
止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと
おり公示します。

平成20年9月11日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
辻建設株式 会社	代表取締役 辻 富雄	奈良市下狭川町21 15番地の1	平成20年 9月8日

（平成20年9月11日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第46号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）
第20条第1項の規定により口頭により開示請求することが
できる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすること
ができる期間及び場所を次のとおり定めたので、奈良市教
育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14
年奈良市教育委員会規則第5号）においてその例によるこ
ととされる奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規
則（平成14年奈良市規則第3号）第9条の規定に基づき告
示します。

平成20年9月1日

奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅

事務の名称	奈良市立学校教員採用候補者選考試験
開示する情報	各試験においての得点又は総合得点及 び順位
期 間	合格発表の日から起算して1月間
場 所	教育委員会事務局学務課

（平成20年9月1日揭示済）

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月3日

奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅

奈良市教育委員会規則第23号

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
(平成20年奈良市教育委員会規則第13号)の一部を
改正する規則

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則(平成
20年奈良市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改
正する。

第5条の改正規定を次のように改める。

第5条第1項中「1箇月」を「4週」に改め、同条第2
項中「を交付する」を「に承認印(別記第3号様式)を押
して申請者に交付する」に改める。

第5条の改正規定の前に次のように加える。

第4条に次の1項を加える。

4 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必
要な事項は、会長が定める。

第5条の改正規定の次に次のように加える。

第6条第2項中「を交付する」を「に承認印を押して申
請者に交付する」に改める。

第6条の次に次の5条を加える改正規定のうち第7条第
2項に係る部分中「を交付するものとする」を「に承認印
を押して申請者に交付するものとする」に改める。

第6条の次に次の5条を加える改正規定のうち第9条に
係る部分に次の1項を加える。

2 前項の規定により使用料の納付があつたときは、使用
承認書及び使用変更承認書の表面に使用料の領収印(別
記第4号様式)を押すものとする。

第6条の次に次の5条を加える改正規定のうち第10条に
係る部分を次のように改める。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の3の規定により使用料の減免を受け
ようとする者は、市長に申請しなければならない。

第6条の次に次の5条を加える改正規定のうち第11条に
係る部分中「、使用変更承認書及び領収書」を「及び使用
変更承認書」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式の改正規定を次のように
改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条~第7条関係)

No. _____

奈良市公民館使用 承認 申請書
変更

(あて先) 指定管理者

次のとおり施設を使用(変更使用)したいから承認してください。

使用施設	公民館			申請年月日	年	月	日
申請団体				申請者(代表者)			
名称				氏名			
団体又は申請者の住所				連絡先(問い合わせ先)			
奈良市				電話番号	氏名(申請者と異なる場合)		
使用日	使用時間区分			使用室	使用予定人数	使用料	
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00				
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
使用目的 (変更理由)					附属設備	円	
使用 備品						合計 円	
変更内容			変更前承認番号		変更前使用料		(差額)
			年 月 日第 号		円		円
条件					承認番号 第 号		

記載上の注意

1. 太枠の中のみ記入してください。
2. □のところは、該当するものにレ印を付けてください。
3. 不要の文章は=線で消してください。

使用承認印

領収印

第2号様式(第5条～第7条、第9条、第11条関係)

No. _____

奈良市公民館使用 承認書
変更承認

次のとおり施設の使用(変更使用)を承認します。

指 定 管 理 者

使用施設	公民館			申請年月日	年	月	日
申請団体				申請者(代表者)			
名称				氏名			
団体又は申請者の住所				連絡先(問い合わせ先)			
奈良市				電話番号	氏名(申請者と異なる場合)		
使用日	使用時間区分			使用室	使用予定人数	使用料	
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00				
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
使用目的 (変更理由)					附属設備	円	
使用 備品						合計 円	
変更内容			変更前承認番号		変更前使用料	(差額)	
			年 月 日 第 号		円	円	
条件					承認番号 第 号		

使 用 心 得

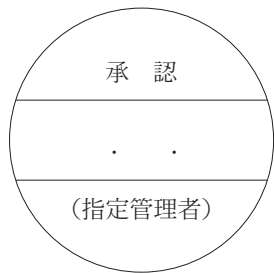
1. 使用当日は、必ずこの承認書(変更承認書)を係員に提示してください。
2. 使用準備は、使用承認時間中に行ってください。
3. 設備を使用又は移動させるとき、物品の販売等をするときは、係員の指示を受けてください。
4. 本館の入口及び館内における入場者の整理、自転車及び自動車等の整理は、使用者側において行ってください。
5. 使用後は、確実に清掃、整頓し、原状に復して係員に引き継いでください。
6. 建物、設備等を破損したときは、使用者側において、実費弁償していただくかねばなりませんから注意してください。

使用承認印

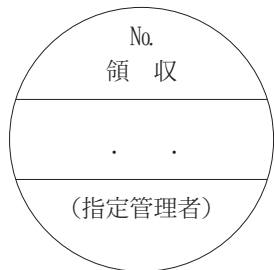
領収印

別記第2号様式の次に次の4様式を加える改正規定のうち第3号様式及び第4号様式に係る部分を次のように改める。

第3号様式(第5条~第7条)



第4号様式(第9条関係)



別記第2号様式の次に次の4様式を加える改正規定のうち第5号様式に係る部分中「、使用変更承認書及び領収書」を「及び使用変更承認書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年9月12日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第31号

平成20年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

50分の1の数 6,025人
6分の1の数 50,203人
3分の1の数 100,406人

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第32号

平成20年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

奈良選挙区 98,180人
月ヶ瀬選挙区 500人
都祁選挙区 1,727人

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第33号

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会事務局規程(昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第3条庶務係の部分の第8号中「公職選挙法」の次に「(昭和25年法律第100号)」を加え、「閲覧」を「抄本等の閲覧等」に改め、同部分中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 公職選挙法に基づく在外選挙人名簿の調製に関すること。

第3条選挙第一係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号の前に次の1号を加える。

(6) 政治活動用事務所の立札及び看板の類の証票の交付等に関すること。

第3条選挙第一係の部分の第8号を削る。

第3条選挙第二係の部分の第1号を次のように改める。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づく農業委員会委員選挙人名簿の調製に関すること。

第3条選挙第二係の部分の第5号中「土地改良区総代選挙執行」を「土地改良区総代選挙の選挙執行」に改め、同部分の第8号中「検察審査会法」の次に「(昭和23年法律第147号)」に基づく検察審査員候補者予定者名簿の調製等」を加え、同部分中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)に基づく裁判員候補者予定者名簿の調製等に関すること。

第4条第1項中「書記補」を削り、同条第3項中「局務」を「事務局の事務」に、「所属職員」を「職員」に改め、同条第4項中「上司の命を受けて事務局の事務を掌理するとともに事務局長に事故あるときは、その職務を代理する」

を「その命を受けて職員を指揮監督する」に改め、同条第7項中「及び書記補」を削り、「受けて」の次に「担任する」を加える。

第5条の見出しを「(その他の職員)」に改め、同条中「委員長は、第4条」を「前条」に、「必要な補助職員を置くことができる」を「事務局にその他の必要な職員を置く」に改める。

第6条の見出し中「専決処分」を「専決事項」に改め、同条第2号中「出張」を「出張命令」に改め、同条第3号中「時間外及び休日勤務」を「時間外勤務及び休日勤務命令」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定に関する事。

第7条を次のように改める。

(職務の代理)

第7条 事務局長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

第8条第3号中「書記補」を「第5条の職員」に改める。

附 則

この規程は、平成20年9月2日から施行する。

(平成20年9月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第34号

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
奈良市選挙管理委員会規程(昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第13条中「奈良市議会会議規則」の次に「(昭和49年奈良市議会規則第1号)」を加える。

第21条中「、委員長及び委員長職務代理者」を「及び委員長職務代理者

員長」に改め、

奈良市選挙
管理委員会
委員長職務
代理者之印

を削り、同条に次の1

方24ミリメートル」

項を加える。

2 委員長に事故があるため、又は委員長が欠けたため、委員長の指定する委員がその職務を代理する場合には、委員長の公印を使用し、職務代理者の公印は調製しないものとする。

附 則

この規程は、平成20年9月2日から施行する。

(平成20年9月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会平成20年9月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年9月4日

奈良市農業委員会
農地部長 徳 西 利 和
記

- 1 日時
平成20年9月12日(金) 午前9時
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
 - 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (3) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (4) 水田利用転換届出について
 - (5) 水田・畑地造成形質変更届出について
 - (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (7) 知事許可について(8月許可分)
- (平成20年9月4日揭示済)

正 誤

平成20年5月20日付け奈良市公報号外第10号

ページ	段	行	誤	正
37	-	下から3	自立支援係長	自立支援給付係長

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。